

坂井市高齢者等 SOS ネットワーク事業

【 SOS ネットワーク 】

運用マニュアル



～認知症になっても住み慣れた地域で

暮らし続けることができるように～

事務局：坂井市高齢福祉課

## 【はじめに】

今後も認知症の高齢者が増えると推計される中で、認知症の方が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けていくためには、これまで以上に地域における認知症施策の推進を図ることが重要となります。SOSネットワークとは、市や警察署をはじめ、地域包括支援センターや社会福祉協議会・市内協力事業所・地域の民生委員さん等関係機関が協力して、家に帰れなくなった高齢者等を速やかに発見・保護するためのシステムです。

## 【事前登録でスムーズな捜索協力】

事前登録は、65歳以上の認知症及び認知症疑いにより行方不明となるおそれのある方、若年性認知症により行方不明となるおそれのある方を対象とし、その方の特徴や写真を事前に市に登録する（様式第1号）ことで、いざという時、関係機関に速やかに詳細な情報が提供でき、早期発見・保護につながります。

※ 事前登録の情報は、市と警察署にて適切に管理し、行方不明時のみ家族の同意を得て関係機関に提供します。

※ 事前登録の有効期間は3カ年とし、その後も引き続きこの事業を利用したい場合は、改めて市に登録（様式1号）してもらいます。

また、事前登録時にQRコード付きラベル・シールをお渡しします。対象者の服や持ち物に貼り付けておき、行方不明発生時に発見者がスマートフォン等で読み取ることで、インターネット上の伝言板が表示され、介護者にメールが自動送信されます。発見者と介護者は、個人情報を開示することなく、伝言板サイトを介して直接やり取りが可能なため、発見から保護、引き渡しを安心・安全・迅速に行うことができます。

↓ラベル・シール見本



具体的な活用方法（貼付例）

## 【協力事業所の登録】

市内の事業所がSOSネットワークの趣旨に賛同し、協力事業所として登録（様式第4号）していただくことで、認知症の方が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けていくため、普段の業務の範囲内で気がかりな高齢者等を見守ったり、行方不明となった高齢者等の捜索の協力をさせていただきます。

また、登録していただいた事業所には事業所登録証（ステッカー）をお渡しします。このステッカーを店舗や自動車に貼っていただき、SOSネットワークの証とするとともに周知の協力をさせていただきます。

事業所登録証



店舗用



自動車・バイク用



